

令和2年度第4回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年8月7日（金）16時43分～17時15分
場所 あわぎんホール5階小ホール

2 出席者

(公益委員)上原委員 関口委員 佐野委員 瀧委員 撫養委員
(労側委員)新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員
(使側委員)濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改定に係る審議
- (2) その他

4 議事

上原会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告して下さい。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は全員の委員にご出席いただいております、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、6名の方から傍聴の申し込みを受けており、6名の方が傍聴されております。

また、本日はマスコミ関係者も入っていただいております。

以上です。

上原会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、私と、労側は新居委員、使側は濱田委員にお願いしたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、次第の1の「徳島県最低賃金改正決定に係る審議」についてに移ります。

徳島県最低賃金につきましては、専門部会を4回開催し、慎重に審議を進めてまいりました。

先程の第4回専門部会において審議会に対する部会報告を取りまとめたところですが、専門部会においては残念ながら全会一致に至らず、多数決による結審となりました。

事務局は、お手元に配付されている専門部会報告を代読してください。

事務局（指導官）

専門部会報告を読み上げさせていただきます。

令和2年8月7日

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之殿

徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会部会長上原克之

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年6月30日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額793円）は平成30年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当専門部会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

徳島県最低賃金専門部会委員

| | | |
|---------|-------|-----------------|
| 公益代表委員 | 部会長 | 上原克之 |
| | 部会長代理 | 関口 寛 |
| 労働者代表委員 | | 佐野 美佐子 |
| | | 撫養 佳孝（オブザーバー委員） |
| | | 瀧 誠司（オブザーバー委員） |
| 使用者代表委員 | | 新居 栄治 |
| | | 小谷 正勝 |
| | | 山本 雅敏 |
| | | 濱田 行雄 |
| | | 小林 通伸 |
| | | 中村 晃子 |

続いて別紙1でございます。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間796円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

続いて別紙2でございますが、こちらは生活保護との比較についての文書でございますが、こちらのほうの朗読は省略させていただきます。

以上です。

上原会長

ただ今の専門部会報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、公益委員としての見解を提示させていただき、過半数の議決を得て専門部会報告としたものであります。

事務局は、お手元に配付されている公益代表委員見解も代読してください。

事務局（指導官）

令和2年度徳島地方最低賃金審議会公益代表委員見解

全会一致での結審を目指し、努力をしてまいりましたが、残念ながら、労使意見の一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示します。

本年度の県最賃の改正については現行額793円から、3円引上げ、改正額796円とするべきとの判断に至りました。

労使それぞれの主張について、累次の真摯な議論を通じ、その内容については相当程度の理解が進んだものと考えます。

まず、今年度は、前年度までの審議会にはなかった新型コロナによる影響を考慮した議論とならざるを得なかったことは、公・労・使の一致する認識だと思っています。

7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」いわゆる骨太方針において、最低賃金の引上げについては、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する。」としながら「他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。」とされました。

また、7月22日に出された中賃の目安答申では、「現行水準を維持することが適当」としたうえで、「地域の経済・雇用の実態を見極め地域間格差の縮小を求める意見も勘案」とされました。

新型コロナの影響は全国一律ではないものの、徳島県内においても感染者は増加傾向にあり、これまで全国に発せられた緊急事態宣言の中で、唯一県から休業要請が出されなかったとはいえ、接客を生業とする業種においては、自主的休業を余儀なくされるなど、新型コロナによる大きな影響を受けていることは周知の事実であります。そのような中で、経営者は、各種助成制度を駆使しながら、なんとか事業継続・雇用を守るということを最優先とし、頑張っているところであり、今、最低賃金を近年の上げ幅のように引上げることは非常に難しいと言わざるを得ません。

一方で、徳島県の最低賃金額793円は、生活保護との整合性において乖離は生じていないものの労働者の生計費を考えた場合、決して十分な金額でなく、また、地域間格差という観点からは、同じCランクの加重平均838円から45円低く、Cランクの中では最も低い額となっております。同じCランクの四国の香川県と比較しても現在25円の開きがあり、Aランクとの格差もさることながら同じCランク内においても大きな格差がある状況です。地域間格差は隣県や他県への労働力流出の大きな要因の一つであると考えます。徳島県の経済の好循環を目指すには、労働力確保は必須であり、少しずつでも地域間格差の

是正を考慮する必要があると考えます。

そうした状況を踏まえ、今年賃金改定状況調査及び最低賃金基礎調査結果による影響率、その他各種指標に加え、他県の状況、今年の特殊事情を総合的に勘案し、公益代表委員の共通の見解として、上記2のと通りの結論となりました。

労使代表委員の意見に鑑み、公益代表委員としては、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望することを付帯します。

上原会長

本審におきましては、この専門部会報告についてご審議いただき、結論を得たいと考えています。

それでは、労側、使側を代表して、それぞれ専門部会報告についてご意見を申し上げます。

新居委員

みなさん、お疲れ様でございます。

今回の最低賃金審議はコロナ禍の中で、経営に大きなダメージを受けている企業が多くあること、それらを訴えていただき、過去に例を見ない難しい審議だと思っております。そのような中ですが、労側としてはCランク内の、また、隣県との格差を是正したいということをお訴えさせていただきました。毎年7,000人から8,000人、人口が減少していく徳島県において歯止めをかけるためにも県民にメッセージ性のある改定額を出していくのが審議会としての責務だということをお強く訴えさせていただきました。今回の結果につきましては、残念ながら全会一致というわけにはいきませんでした。将来期待ができるぎりぎりの結果だったと評価しております。コロナ禍の中で小規模の経営者の方、そして最低賃金近傍で働く労働者の皆さんも大変ご苦労されていると思いますが、これからも労使が一体となって知恵を出し合いながらこの難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、ぜひともこの金額での運用、そして労使の協力を引き続きお願いいたします。

上原会長

濱田委員申し上げます。

濱田委員

残念ながら私としては専門部会の採決に退席せざるを得ない金額というふうには言わざるを得ません。今年には新型コロナによる影響を議論ということでございますが、ほとんど考慮をしていただけなかったというのが真相でございます。それから、中賃の目安答申、これは現行水準を維持することが適当ということでございます。その後ろに付いております付け足しみたいなものを笠にとって、格差、格差、格差というふうな形でございます。今年には新型コロナの問題を最優先で雇用を守ってくださいというのが中賃の願いであったはずですが。その意義においてプラス3円というのは非常に残念な結果になったと思います。労働者の生計を考えた場合、十分な金額ではないということでございますが、そのための社会保障費、社会保障水準、生活保護基準があります。その生活保護基準との差というのは、徳島県はどこの県よりも大きな開きがあると思います。それだけ生活水準は高いと言わざるを得ません。最後に労働力流出の大きな要因というのは非常に疑問でございます。徳島県の賃金水準は非常に高いです。それが分かっていただけなかったのは私どもの力不足だと思っております。それと、公益委員代表委員共通の見解というのも疑問に思います。これが本当に共通の見解なのか、公益委員さんはどんな考えなのかと思いました。

最後に、中小企業、小規模事業者の生産性向上等に最大限の支援や取引条件の改善云々というのがございます。これを付帯としていつも付けていただきますが、実現したためしがない。中央に地方最賃からそういったものを上げていただいて、それをどうこうしたというような欠片もないというのが非常に残念です。

労使関係は、本当は仲良くしていかなければいけないのですが、かなり深い溝ができたと思っております。私からは以上です。

上原会長

他の本審の委員から、ご質問やご意見などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

坂田委員

今、濱田委員からもありましたが、このような非常時の使用者の立場であるとか、経営を守り、雇用を守るために必死で戦っている使用者の皆さんを代表してこちら座らせていただいておりますが、公労の皆様にご伝えることができなかったということで、私自身、責任を感じております。大変残念でなりません。以上です。

上原会長

他にご発言はございますでしょうか。

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することについて採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局は、手続きを説明してください。

事務局（室長）

採決は、最低賃金審議会令第5条第3項に基づきまして、会議に出席していただいた委員のうち、会長を除いた出席委員の過半数をもって決することとなっています。なお、可否が同数の場合につきましては、会長の決するところによるとなっています。

（使側委員4名退席）

上原会長

できれば採決に参加していただけたらと思いますが。

残念ながら退席者がでてしまいましたが、定数を満たしておりますのでこのまま採決を続けたいと思います。

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することについて採決を行います。

事務局は定足数について報告してください。

事務局（室長）

最低賃金審議会は、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

現在、11名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。

上原会長

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することについて採決を行います。

賛成、反対の順で決を取ります。

この専門部会報告に、賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

(9名が挙手)

反対の委員の方、挙手をお願いいたします。

(1名が挙手)

上原会長

賛成が9人、反対が1人です。

出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会報告の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

事務局は答申文(案)を配付してください。

上原会長

事務局は答申文(案)を代読してください。

事務局(指導官)

答申文(案)を代読させていただきます。

令和2年8月5日

徳島労働局長日根直樹殿

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之

徳島県最低賃金改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年6月30日付け徳労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の徳島県最低賃金時間額793円は平成30年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

続いて別紙1でございます。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間796円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

次の別紙2につきましては、生活保護との比較になりますが朗読は省略させていただきます。

以上です。

上原会長

ただ今の答申文でよろしいでしょうか。

それでは、労働局長あて答申いたします。

以上をもちまして、徳島県における地域別最低賃金改正決定に係る審議をひとまず終了いたします。

ここで、日根局長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

局長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、答申をいただきました。ありがとうございます。

本年度の徳島県最低賃金につきましては、6月30日の諮問以来、本日を含めて4回の本審と4回の専門部会において、慎重にご審議いただいたところでございますが、県内におきましても新型コロナウイルス感染が拡大している中で、本当に難しい議論を尽くしていただいたものと承知をしております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

この後は、所定の手続きを踏みまして、本日の答申の内容に沿って、令和2年度の徳島県最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

また、改正された最低賃金額については、周知に努めますとともに、補助金の活用等を推進し、確実な履行確保に最善を尽くしてまいります。

今後とも、労働行政に対する特段のご支援をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

上原会長

ありがとうございました。

この後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(室長)

本日答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づき本答申の要旨を本日から当局掲示板等に公示をいたします。

同条第2項により異議の申出期間は15日以内となっておりますので、8月24日(月曜日)が異議申し出の締切日となります。

この日程を勘案して、異議の申し出があれば、8月25日(火曜日)の午後3時から開催する第5回本審の議事とします。開催場所はホテルグランドパレスを予定しています。

なお、異議のご審議いただいた場合の発効予定日は10月4日となります。

また、異議の申出がない場合は、第5回本審は中止となります。

以上です。

上原会長

次第の2の「その他」に移りますが、何かありますか。

事務局、何かありますか。

事務局(室長)

特定最賃合同専門部会の開催についてご説明いたします。

造作材、一般機械、電気機械の3つの特定最賃につきましては、6月30日の第1回本審におきまして、必要性の諮問を行い、8月21日9時30分からあわぎんホールにおいて合同専門部会を開催し、必要性審議を行っていただくことが決定しております。

また、専門部会の委員につきましては、7月27日付けで徳島労働局長から任命させていただいており、資料2のとおりとなっております。

特定最賃専門部会の委員にご就任されておられる委員の方につきましては、日程調整をお願いいたします。

以上です。

上原会長

ほかに何かございますか。

本日はこれで閉会といたします。ご苦労さまでした。